

⑤ ④の病状・状態像等の具体的程度、症状、検査所見 等 [検査所見：検査名、検査結果、検査時期]
⑥ 生活能力の状態 （保護的環境ではない場合を想定して判断する。児童では年齢相応の能力と比較の上で判断する） 1 現在の生活環境 入院・入所（施設名 ）・在宅（ア 単身・イ 家族等と同居）・その他（ ） 2 日常生活能力の判定（該当するもの一つを○で囲む） （1）適切な食事摂取 自発的にできる ・ 自発的にできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない （2）身の清潔保持、規則正しい生活 自発的にできる ・ 自発的にできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない （3）金銭管理と買物 適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない （4）通院と服薬（要・不要） 適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない （5）他人との意思伝達・対人関係 適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない （6）身の安全保持・危機対応、 適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない （7）社会的手続や公共施設の利用 適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない （8）趣味・娯楽への関心、文化的社会的活動への参加 適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない 3 日常生活能力の程度 （該当する番号を選んで、どれか一つを○で囲む） （1）精神障害を認めるが、日常生活及び社会生活は普通にできる。 （2）精神障害を認め、日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける。 （3）精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。 （4）精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする。 （5）精神障害を認め、身の回りのことはほとんどできない。
⑦ ⑥の具体的程度、状態等
⑧ 現在の障害福祉等のサービスの利用状況 （障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する自立訓練（生活訓練）、共同生活援助（グループホーム）、居宅介護（ホームヘルプ）、その他の障害福祉サービス、訪問指導、生活保護の有無等）
⑨ 備考 医師の略歴（精神保健指定医である等3年以上精神医療に従事した経験を有することがわかるように記載すること。）
上記のとおり、診断します。 令和 年 月 日 医療機関の名称 医療機関所在地 電話番号 診療担当科名 医師氏名